

令和4年度障害福祉サービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、別紙のとおり定める通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等、訪問系サービス事業所、相談支援事業所（以下通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等、訪問系サービス事業所、相談支援事業所を総称して「障害福祉サービス事業所等」という。）の新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス提供体制に対する影響を最小限にするため、障害福祉サービス事業所等に対し、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるようにしたときに、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない「かかり増し経費」等について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く）に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）。ただし、特段の事情があると県が認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。
- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

していると認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、対象経費、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。ただし、障害福祉サービス等報酬や他の国庫補助金の対象になっているものは除く。

事業	対象経費	補助率	限度額
(1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業	別紙1のとおり (申請時点で既に実施済みであること。)	10/10	別紙1のとおり
(2) 障害福祉サービス事業所等との連携支援事業			

2 補助金の対象となる事業の要件は次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象障害福祉サービス事業所等

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス事業所等

※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。

② 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、入所施設、共同生活援助事業所、訪問系サービス事業所

③ 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所

④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設及び共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別紙2に規定する。

⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した通所系サービス事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して

発生している状況等)に限る。)

イ 助成額(基準単価)及び対象経費 別紙1のとおり。

(2) 障害福祉サービス事業所等との連携支援事業

感染者が発生した障害福祉サービス事業所等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該障害福祉サービス事業所等からの利用者の受入れや当該障害福祉サービス事業所等への応援職員の派遣等、協力する障害福祉サービス事業所等において必要な経費を支援する。

ア 対象障害福祉サービス事業所等

以下の①又は②に該当する障害福祉サービス事業所等を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別紙1のとおり。

① 2の(1)のアの①又は③に該当する障害福祉サービス事業所等に対し、協力する障害福祉サービス事業所等

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する障害福祉サービス事業所等

イ 助成額(基準単価)及び対象経費 別紙1のとおり。

(対象期間)

第4条 この補助金の対象とする期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(申請書の提出等)

第5条 規則第4条第1項様式及び記載事項は、(様式1)総括表のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) (様式2) 事業所・施設別申請額一覧

(2) (様式3) 事業所・施設別個表

(3) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し

(4) その他知事の定める書類

5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

6 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 7 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定通知等）

第6条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第5号により通知する。

（交付の方法）

第7条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

（決定の取消し等）

第8条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令に違反する行為があったとき。
- （2）不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- （3）補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- （4）その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

（交付の条件）

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。